

自治会・回覧

会員各位

’12.04.24

桜台自治会

会長 内田 信宣

●「緑の募金」について

平成 24 年度「緑の募金」運動が実施されています。

千葉県全体の 23 年度の募金結果報告は、別紙をご覧ください。

今年度は、当県も被災県として、九十九里の海岸林を中心とした森林復旧や、液状化被害地の環境緑化等が実施される予定です。

市原市におきましても、郷土緑化の推進及び災害復興支援を目的としたこの募金運動を実施いたします。

昨年度の募金実績は、1,255,412 円で、還元額は、659,000 円でした。

主な実績は、桜・もみじ等の苗木の植樹(5ヶ所)、花の苗の配付等です。

なお、緑の募金実績及び還元金による植樹などの実績については、公園緑地課のホームページでも公開されています。

本年度も、1戸あたり 20 円の募金を自治会会計から支出、納入しますので、緑の羽根のみを各戸 1 本お取り下さい。

ご協力をお願いします。

以上

今年度活動スローガン：

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ：<http://www.i-sakuradai.jp>

平成24年度



緑の募金

ご協力をお願いします

募金期間

春季：3月1日～5月31日

秋季：9月1日～10月31日

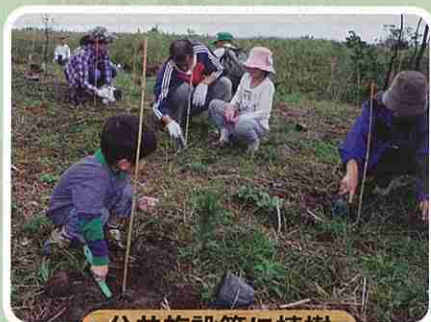
目標額

3,500万円

後援：千葉県・千葉市長会・千葉県町村会

森林に代表されるみどりは、騒音を防いだり、風害、潮害、土砂崩れなどの災害を防ぐなど安心で潤いある暮らしを支え、また近年では地球温暖化防止、Co2吸収源としての期待が高まっております。このようななか未曾有の大震災（東日本大震災）によって、本県のみどりも大きくダメージを受けています。

緑の募金による未来に向けたみどりづくり。県民の皆様のアたためご協力をお願いいたします。



●公共施設等に植樹●

私たちの街にみどりをありがとう

緑の募金は身近な環境の緑化から、森林の整備、緑の普及啓発事業、森林環境学習など様々な緑化事業に役立っています。



●緑の少年団の育成●

未来のみどりは僕たち私たちが守り育てます



●樹木ラベル取付け運動●

学校の樹木に名札が付きまして

国土緑化運動ポスター原画コンクール



作：鈴木稀尋さん（小2・千葉県在住）

子ども達の心の中にみどりを！



●森林ボランティア活動の支援●

ボランティアによる森づくりを応援します



●みどりの教室等開催●

みどりの重要性を普及・啓発します

**緑の募金は
東日本大震災
被災地域の緑化、
森林整備等も
支援します**

（詳細は裏面ににて）



●緑化木等の配布会●

家庭からのみどりづくりを推進

千葉県緑化推進委員会

〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

TEL.0438-60-1521 FAX.0438-60-1522

URL <http://www.c-green.or.jp>

この他にも緑化広報誌やホームページによる「みどり」の情報を発信したり、各県から募金の一部を中央(国)に寄せ、国際緑化などにも役立てられています。緑の募金について、当委員会ホームページでも詳しく紹介しております。

平成23年度緑の募金結果報告

今年の「緑の募金実績」 31,680,000円 (H24年1月31日現在)

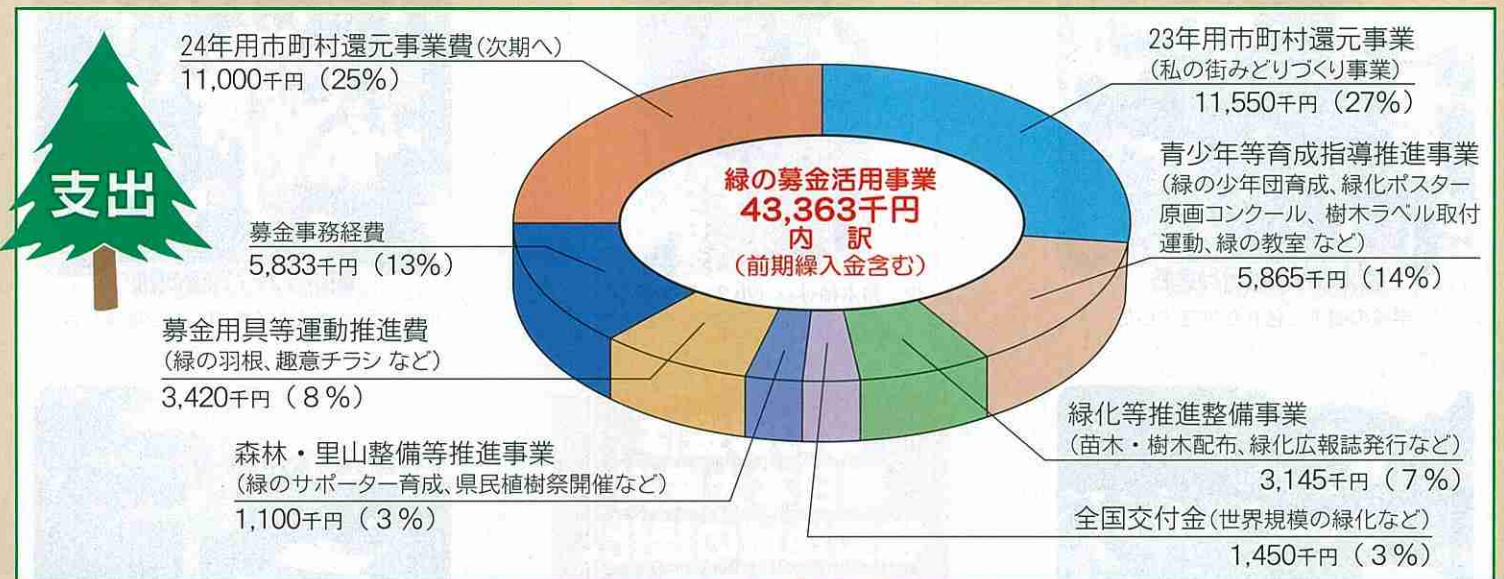
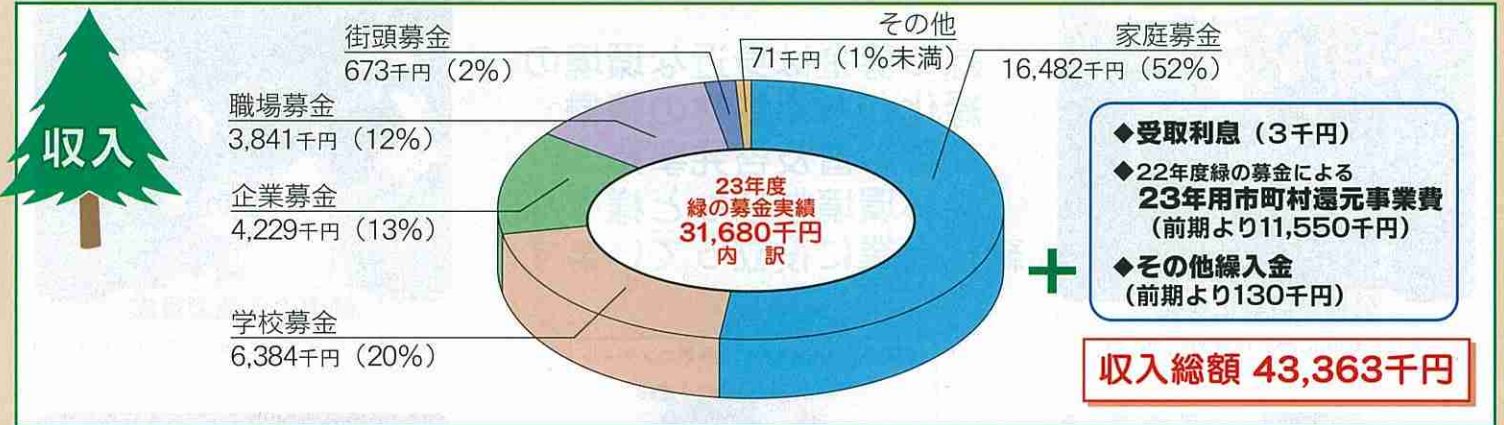
県民の皆様へ ~ご協力有難うございました~

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施しました平成23年度緑の募金運動は県民の皆様をはじめ団体、企業等各方面からの温かいご理解とご協力をいただき、多くの浄財が寄せられました。

お寄せいただいた募金は、県民の皆様身近な環境緑化やみどりの保全、ボランティアによる森林整備の支援、次代を担う子供たちにみどりの大切さを伝える活動など、みどりづくりの大きな原動力となりました。



写真:八街市(飛砂対策の緑化)



※5月の通常総会後、緑の募金決算を新聞並びに当委員会ホームページ上にて公告いたします。

緑の募金・東日本大震災復興事業の実施

緑の募金では全国一丸となり、東日本大震災及び長野県北部地震による被災地域の緑化・森林整備等支援を行います。

各都道府県に寄せられた募金のうち2%の額と国土緑化推進機構が募集する復興事業用途限定募金が事業費として充てられ、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県において、事業が行われる予定です。

当県では、津波被害を受けた九十九里海岸周辺の海岸林や、液状化被害地における生活環境の緑化等整備を中心に事業を行う予定です。

■寄付金に税制上の優遇措置があります

当委員会へ一定額以上をご寄附された場合、所得税、法人税における寄附金控除を受けることができます。また、平成20年度の税制改正により、個人住民税(県民税・市町村民税)における寄附金控除が受けられます。(市町村民税は各市町村条例の指定により適否が異なります)。詳しくはお問合せ下さい。